

環境・エネルギー研究会規約

(名 称)

第1条 この研究会は、環境・エネルギー研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、企業・大学・支援機関等のネットワークの強化を図り、産学公が連携・協働した取組を促進させるとともに、最新情報の収集や要素技術の開拓等により、環境・エネルギー関連産業の育成・集積を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境・エネルギー関連分野に係る産学公ネットワークに関すること
- (2) 研究会の活動方針に関すること
- (3) 企業の環境・エネルギーに関連する製品の開発及び技術の獲得等に対する支援に関すること
- (4) 企業の環境・エネルギーに関連する新事業への参入促進支援に関すること
- (5) その他、研究会の目的を達成するために必要なこと

(ワークショップ等)

第4条 企業における環境・エネルギー関連分野に係る企業の課題等に基づき情報収集、意見交換を行うテーマ別のワークショップを置くことができる。

また、テーマ別ワークショップを経て、研究開発検討会、研究開発グループ編成（共同研究）へ発展させ、研究開発ストーリーづくりを推進する。

(構 成)

第5条 会員は、研究会の目的に賛同する県内企業・大学・支援機関等で構成し、必要に応じて県外の企業・大学・支援機関等も会員とすることができるものとする。

- 2 入会を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。
- 3 会員は、別に定める退会届を事務局に提出して退会することができる。
- 4 会費は無料とする。

(会長等)

第6条 研究会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長の職にある者をもって充てる。

3 副会長には、山口県商工労働部新産業振興課長の職にある者をもって充てる。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、地方独立行政法人山口県産業技術センターイノベーション推進センター内に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、令和元年9月2日から施行する。